



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1113	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課) 1
1114	道路の区域変更	(道路保全課) 2
1115	道路の供用開始	(") 2
1116	道路の区域変更	(") 3
1117	道路の供用開始	(") 3
1118	道路の区域変更	(") 3
1119	道路の供用開始	(") 4

○ 選挙管理委員会告示

*154	少額領収書等の写しの開示に関する規程	 4
------	--------------------	--	---------

告 示

和歌山県告示第1113号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年11月17日指定した。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	漫画実話ナックルズ 12月号	18421-12	ミリオン出版
月刊誌	黄金のGT 12月号	12259-12	晋遊舎
月刊誌	BLACKBOX 12月号	17843-12	三英出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 12月号	06681-12	竹書房
月刊誌	実話マッドマックス 12月号	15279-12	コアマガジン
月刊誌	実話ナックルズ 12月号	04877-12	ミリオン出版
雑誌	漫画実話ナックルズ増刊怖い病院	18422-12	ミリオン出版
月刊誌	実話ドキュメント 12月号	05267-12	竹書房
雑誌	アサ芸シークレット! VOL.10	20018-12/1	徳間書店
月刊誌	ブブカ 12月号	17885-12	コアマガジン
情報誌	ピンキーマガジン 12月号	不明	アッシュ
コミック	恋愛ラブレボ 12月号	19667-12	宙出版
コミック	無敵恋愛エスガール 12月号	08577-12	ぶんか社

コミック	上級恋愛ミント 12月号	04593-12	近代映画社
コミック	マガジンビーボーイ 12月号	18355-12	リブレ出版
コミック	drap 12月号	16695-12	コアマガジン
コミック	アヤ 12月号	18815-12	宙出版
コミック	miniパラ 12月号	08493-12	竹書房
コミック	ラブキス 12月号	19147-12	笠倉出版社
コミック	ビーボーイゴールド 12月号	17779-12	リブレ出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市大字北宿字谷口13番1地内	旧	3.72 } 12.53	71.15	
同上	新	5.50 } 27.16	71.15	

和歌山県告示第1115号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市大字北宿字谷口13番1地内

供用開始の期日 平成22年11月30日

和歌山県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市大字北宿字谷口17番3地内	旧	4.20 } 18.69	65.15	
同上	新	4.20 } 34.32	65.15	

和歌山県告示第1117号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市大字北宿字谷口17番3地内

供用開始の期日 平成22年11月30日

和歌山県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字弁天山下7番5地内	旧	13.72 } 31.28	195.55	

同上	新	13.72 } 57.15	195.55	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第1119号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字弁天山下7番5地内

供用開始の期日 平成22年11月30日

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第154号**

少額領収書等の写しの開示に関する規程を次のように定める。

平成22年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

少額領収書等の写しの開示に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16第1項の規定による少額領収書等の写しの開示について、必要な事項を定める。

(開示請求)

第2条 法第19条の16第3項に規定する開示請求書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(写しの提出に係る命令)

第3条 法第19条の16第5項の規定による命令は、別記第2号様式により行うものとする。

(提出期限の延長に係る通知)

第4条 法第19条の16第9項の規定による通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(開示決定)

第5条 法第19条の16第11項の規定による通知は、別記第4号様式又は別記第5号様式により行うものとする。

(不開示決定)

第6条 法第19条の16第12項の規定による通知は、別記第6号様式により行うものとする。

(開示決定の期限の延長に係る通知)

第7条 法第19条の16第13項の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。

2 法第19条の16第14項の規定による通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(写しの提出がなかった旨の通知)

第8条 法第19条の16第16項の規定による通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(開示の申出)

第9条 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号。次条において「令」という。）第11条第1項の規定による申出は、別記第10号様式により行うものとする。

(更なる開示の申出)

第10条 令第11条第3項の規定による申出は、別記第11号様式により行うものとする。

（閲覧及び写しの交付の方法）

第11条 少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付の方法については、政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第125号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成22年11月30日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

少額領収書等の写しに係る開示請求書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

1 請求する少額領収書等の写し

年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目※

※支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目を記入してください。

- ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費
- ④組織活動費 ⑤選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行その他の事業費
- ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費

2 開示請求の理由・目的

(開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。)

3 求める開示の実施方法等

※希望する項目に○印を付してください。(開示の実施方法の申出の際にも選択することができます。)

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付

<希望の実施日>

イ 写しの送付を希望する。

※この欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令について (通知)

(国会議員関係政治団体)

会 計 責 任 者 様

和歌山県選挙管理委員会
委員長



貴国会議員関係政治団体に係る以下の少額領収書等の写しについて、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 3 項の規定に基づく開示請求があったので、法第 19 条の 16 第 5 項の規定に基づき提出願います。

記

- 1 開示請求の内容
- 2 提出の方法について
- 3 提出期限の延長について
- 4 未提出の場合の措置について

(問い合わせ先)

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 年 月 日
号

少額領収書等の写しに係る提出期限の延長について (通知)

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会

委員長



年 月 日付で請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 7 項の規定に基づき、当該国会議員関係政治団体から提出期限の延長の申出がありましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

(問い合わせ先)

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会
委員長

年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する国会議員関係政治団体の名称及び写しの枚数

2 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施方法

以下のいずれかの方法により、開示を受けることができます。

なお、写しの交付を希望される場合には、和歌山県収入証紙による手数料の納付 (写し 1 枚当たり 10 円) が必要となります。

ア 閲覧 イ 写しの交付 (手数料の額 円)

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、本通知を受け取った日から 30 日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を和歌山県選挙管理委員会まで提出してください。

(3) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

日 時

場 所

※上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、和歌山県選挙管理委員会まで連絡してください。

(写しを送付する場合における準備日数及び送料については、別紙のとおりです。)

(問い合わせ先)

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会
委員長



年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、一部を開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する国会議員関係政治団体の名称及び写しの枚数

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分

(2) 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、和歌山県を被告として提起することができます。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会
委員長



年 月 日付けの少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 12 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称

2 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、和歌山県を被告として提起することができます。

(問い合わせ先)

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

第 年 月 日
号

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について (通知)

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会

委員長



年 月 日付で請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 13 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

(問い合わせ先)

別記第 8 号様式 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について (通知)

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会

委員長



年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。) 第 19 条の 16 第 14 項に基づき、開示決定等の期限の延長することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 法第 19 条の 16 第 14 項の規定を適用することとした理由
- 3 開示決定等の期限

(問い合わせ先)

別記第 9 号様式 (第 8 条関係)

第 年 月 号
年 月 日

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しなかった旨について (通知)

(開示請求者) 様

和歌山県選挙管理委員会

委員長



年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示について、当該国会議員関係政治団体から提出期限までに少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 16 項の規定に基づき通知します。

記

開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

(問い合わせ先)

別記第 10 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

政治資金規正法施行令 (昭和 50 年政令第 277 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日 付: 年 月 日
 文書番号: 第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部	
	2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部	
	2 一部 ()	

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部	
	2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部	
	2 一部 ()	

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部	
	2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部	
	2 一部 ()	

3 写しの交付に係る手数料

少額領収書等の写しの開示に係る手数料は、和歌山県収入証紙で納付してください。金額は、A4判用紙に複写した少額領収書等の写し1枚につき10円です。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日

5 写し送付の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手の額 円 〕
 〔 無 〕

(開示実施手数料) _____ 円	(県証紙貼付)	(受付印)
--	---------	-------

別紙

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部 2 一部 ()	

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部 2 一部 ()	

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部 2 一部 ()	

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部 2 一部 ()	

年	国会議員関係政治団体の名称	枚数
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 写しの交付	1 全部 2 一部 ()	

(注) この用紙は、別記第 10 号様式の記入欄が足りないときに使用するものとする。

別記第 11 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

政治資金規正法施行令 (昭和 50 年法律第 277 号) 第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める国会議員関係政治団体の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

3 最初に開示を受けた日

4 更なる開示の実施の方法等

※開示の実施方法 (閲覧又は写しの交付) 及び開示希望日を明記してください。

※写しの送付を希望する場合は、その旨も記入してください。

(開示実施手数料) 円	(県証紙貼付)	(受付印)
--	---------	-------